
第4章 ごみ処理施策の展開

1 ごみ処理施策の体系

本市のごみ処理行政における目指す将来の姿を実現するため、3つの施策の基本方針に基づき、4つの施策の大綱、13の基本施策の下で、具体的な取組を展開していきます。

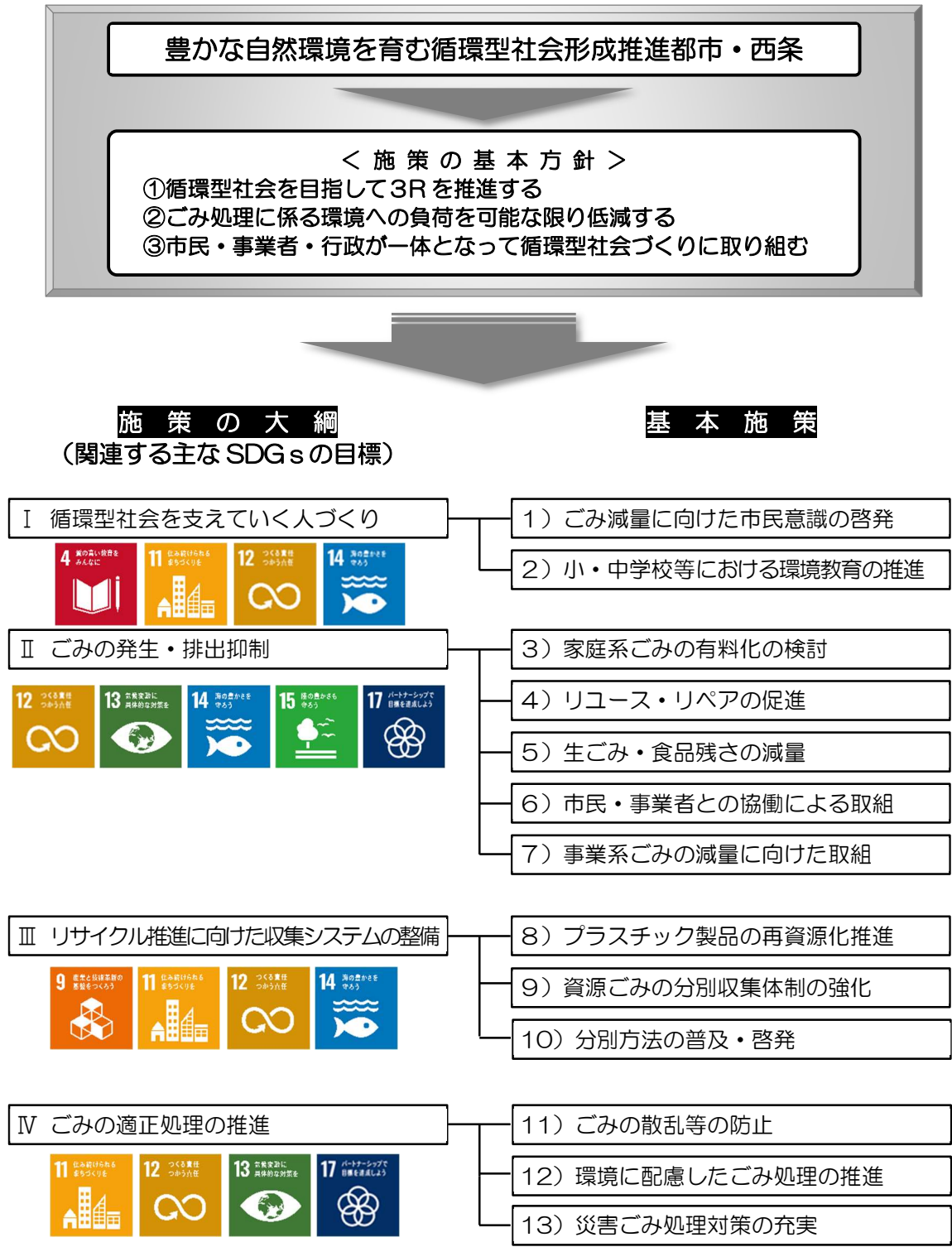


図 4-1 本市のごみ処理施策の体系

2 基本施策と具体的な取組

I 循環型社会を支えていく人づくり

循環型社会づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となって3Rに取り組むことが不可欠です。一人ひとりが資源を限りあるものとして認識し、自らのライフスタイルや事業活動を見直すとともに、適切な情報をもとに行動していくことが重要です。

以上のことを踏まえ、市民意識の向上と環境教育を通じて、循環型社会を支えていく人づくりに取り組みます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「循環型社会を支えていく人づくり」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●普及・啓発活動の推進

- ・市ホームページを始めとした広報による情報提供
- ・自治会等への説明会の実施

●環境教育の推進

- ・ダンボールコンポスト親子教室の実施
- ・ごみ処理施設見学会（小学4年生対象）の実施
- ・総合的な学習の時間を利用した小・中学生、高校生へのごみ教室（市職員による出前講座）の実施

施策の方向

市民へのアンケート調査結果では、子どもから大人まで幅広い層を対象とした教育・意識啓発や、ごみ処理の現状や問題点及びごみ減量効果の見える化など、ごみ処理に関する情報提供を求める意見が多く寄せられました。それらの要望に留意して内容の拡充を図りながら、引き続き次の2つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

■基本施策1：ごみ減量に向けた市民意識の啓発

■基本施策2：小・中学校等における環境教育の推進

1) ごみ減量に向けた市民意識の啓発

ごみ減量・資源化の取組を市民に促すため、我が国におけるごみ問題や本市のごみ処理の現状等について正しく理解してもらい、取組の必要性和その具体的な方法をわかりやすく伝えることによって、自ら考えて行動する人を育みます。

まずは、市民一人ひとりの「ごみを減らそう」という心を育み、「できることへの参加」を促す取組を実施していきます。

具体的な取組

①広報、自治会への説明会等を通じた情報提供

広報・ホームページ・SNS 等において、記事の掲載や動画等の公開をして、ごみ問題等に関する情報提供を積極的に行います。また、新自治会長を対象に、ごみ減量等をテーマとした説明会を継続的に実施します。

②ごみ処理に関する地域学習会等の開催

地域や公民館等の要請に応じて、ごみ処理に関する学習会を開催します。プログラムには、必要に応じて施設見学会なども盛り込み、内容の充実を図ります。



2) 小・中学校等における環境教育の推進

将来を担う子どもたちの環境教育を進め、実際どのようにごみ処理が行われているかを「聞く、知る、体験する」ことを通じて、子どもたちが循環型社会に関心を持ち、その必要性について考え、行動するためのきっかけをつくります。

具体的な取組

①ごみ分別に関する出前講座

環境教育はSDGsの観点からも重要な取組のため、対象を学生とし、小・中学生に高校生を新たに加えることとします。市内小・中学校、高等学校等からの要望に応じて、市の担当職員が学校に出向き、ごみの分別方法やごみの収集・運搬に関する出前講座を引き続き行っていきます。実施にあたっては、「総合的な学習の時間」等を活用し、委託収集運搬業者の協力を仰ぎます。

②児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催

市内全ての小学4年生を対象に実施しているごみ処理施設の見学会を、今後も継続して開催していきます。



ごみ処理施設見学会

③子ども向け学習資料の開発

子供たちが幼少期より「一般廃棄物（ごみ）」に対する興味・関心を高めることが、将来のごみ排出抑制や3R推進に必要不可欠になります。子ども向けの「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「YouTube 動画」等を作成し、学習資料の充実を図ります。

Ⅱ ごみの発生・排出抑制

循環型社会づくりの第一歩は、家庭や事業所で発生し、ごみとして排出されるものを減らすことです。本市の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均値を上回る現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって一層のごみの発生・排出抑制に取り組めます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「ごみの発生・排出抑制」につながる施策として、以下の取組を進めています。

●発生・排出削減の実践

- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機の購入補助
- ・廃食用油、小型家電の拠点回収
- ・西条エコショップ制度に基づくエコショップの認定
- ・おいしい食べきり運動推進店の認定

●経済的手法の検討

- ・家庭系ごみの有料化の検討
- ・資源ごみの拠点回収の検討
- ・粗大ごみの戸別収集の検討



廃食用油の拠点回収
(市役所新館2階)

施策の方向

家庭系ごみは、本市のごみ排出量の約7割を占め、その大部分は厨芥（生ごみ）、紙などの「もえるごみ」です。また、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いにも関わらず、リデュース・リユースは全国的にもあまり進んでいません。さらに、前計画からの課題として、家庭系ごみの有料化などが残されています。こうしたごみ発生・排出の現状と課題を踏まえ、次の5つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策3：家庭系ごみの有料化の検討
- 基本施策4：リユース・リペアの促進
- 基本施策5：生ごみ・食品残さの減量
- 基本施策6：市民・事業者との協働による取組
- 基本施策7：事業系ごみの減量に向けた取組

3) 家庭系ごみの有料化の検討

現状、家庭系ごみについては、各戸に毎年一定枚数の「もえるごみ」・「もえないごみ」の指定ごみ袋と「粗大ごみ」の処理券を無料で配布しており、それを上回って排出する場合のみ、指定ごみ袋と処理券を有料としています。今後は、ごみの発生・排出抑制に対する市民の行動意欲を高めていくことや受益者負担の公平性から、この制度を見直して引き続き、指定ごみ袋の完全有料化を検討します。

具体的な取組

①指定ごみ袋及びその無料配布制度の見直し

人口減少やごみの減量に向けた他の取組によって、将来のごみ発生・排出量は減ることが見込まれます。また、指定ごみ袋については、破れやすい、一袋の容量が大きい、入手が面倒などといった課題があり、市民からは改善が望まれています。このため、有料化の導入に先立って、指定ごみ袋の種類の多様化（中・小サイズの提供）、材質の強化、入手方法（店頭販売の導入）等の見直しを行います。

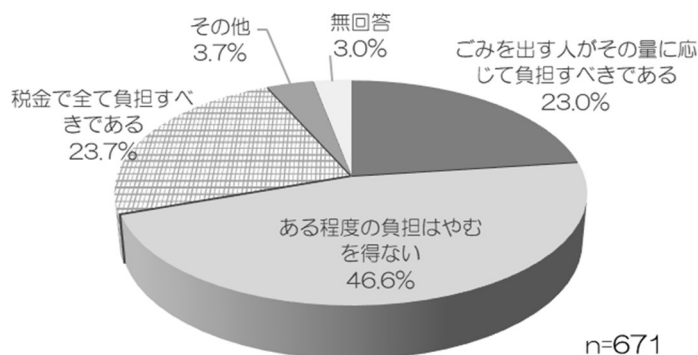
②制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討

資源ごみの分別など3Rの推進にも有効な取組を連動させ、ごみ排出者の公平化を図ることによって、家庭系ごみの有料化制度普及のためのインセンティブを付与していく方策を検討します。

③有料化に向けた市民の合意形成の促進

市民へのアンケート調査結果では、家庭系ごみの有料化に関して、「ごみを出す人がその量に応じて負担すべき」といった肯定的な意見と「ある程度の負担はやむを得ない」といった意見が多数を占めています。このことから、上記の取組を進めながら合意形成を図り、市民が納得できる形での制度導入を検討していきます。

指定ごみ袋の完全有料化導入について



（資料：市民アンケート調査）

4) リユース・リペアの促進

衣服や食器類などを始めとして、まだ使えるにも関わらず流行や嗜好に合わないことを理由に、ごみとして捨てられているものがあります。また、おもちゃ、家具、自転車等、壊れて捨てられたものの中には、修理すれば再び使えるものも少なくありません。これらのものを寿命が来るまで大切に使い切るため、リユース（再利用）・リペア（修理）を促進します。

具体的な取組

①粗大ごみの戸別収集

少子高齢化が進む中、「粗大ごみ」については、個人でごみ処理施設へ持ち込んだり、収集場所に出したりすることが困難な場合が生じます。このようなごみ排出困難者への支援として、戸別収集の導入を検討します。

また、「粗大ごみ」の中には、大切に扱えば修理して再利用できるものもあります。現行の戸別収集を充実させるとともに、不用品をごみとして排出しないように、リユース（再利用）・リペア（修理）推進・誘導を図ります。

②グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境を考慮し必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組が必要なため、本市は率先してコピー用紙などの再生品を使用します。グリーン購入法に基づく、調達の判断目安として活用されている「エコマーク」があり、エコマーク認定商品または同等品の庁内使用を奨励します。



「エコマーク」
出典：環境ラベル等データベース
【環境省】



③不用品交換支援に係る情報発信の促進

リユースの促進に向けて、不用品交換に係る情報を広報や市ホームページで発信します。

④3Rの基本方針を各視点での徹底

循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムを構築するため、以下の基本方針を徹底し、資源としての品質を確保に努めます。



（消費者の視点）

- ・マイバッグを持って無駄な包装は断わります。
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。
- ・耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使います。
- ・利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- ・耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。

（事業者の視点）

- ・製品設計時、製品ができるだけ長く使えるように工夫をします（耐久性、修理性等）。
- ・製品設計時、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫します（省資源化）。
- ・製造時、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫をします。
- ・修理や点検等のアフターサービスを充実し、製品の長期使用促進に努めます。
- ・販売時は簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。
- ・耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選択し、機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努めます。
- ・利用頻度の少ないものをシェアする仕組みや不用品を有効活用する仕組みを作ります。
- ・食品ロスを削減する仕組みを作ります。



（消費者の視点）

- ・リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出します。
- ・フリーマーケットやガレージセール等を開催・利用し、不用品の再使用に努めます。

（事業者の視点）

- ・製品設計時、本体や部品のリユースがしやすいように工夫を心がけます。
- ・使用済製品を回収して本体や部品を再生し、新品同様の再製品化に努めます。
- ・使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する仕組みを構築します。



（消費者の視点）

（事業者の視点）

- ・資源ごみの分別回収に協力します。
 - ・資源ごみの効率的な分別回収を広めます。
 - ・リサイクル製品を積極的に利用します。
- ・製品設計時、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をします。
 - ・製品化する際、できるだけリサイクル原材料を使うよう努力します。
 - ・使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
 - ・発生した副産物・使用済製品を効率的なリサイクルに努めます（仕組みづくりを含む）。



5) 生ごみ・食品残さの減量

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体重量の40%弱が生ごみ・食品残さであり、ごみの発生・排出抑制に向けては、これらの減量を図ることも最も有効な取組といえます。このため、生ごみ・食品残さがどのように発生するか把握に努めるとともに、発生した生ごみ等を減量する市民の取組を促進します。

※令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされているため、第5章「食品ロス削減の推進」として、新たに詳細を記載することとします。

具体的な取組

①家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討

国は、「廃掃法基本方針」において、家庭から排出される食品ロス割合の調査実施市町村数を平成30年度までに200市町村に増大させる目標を設定し、令和元年度実績は146市町村数でした。平成30年度以降も引き続き現行基本方針に基づき、200市町村以上の数値目標を設定しています。これに呼応して、本市においても、家庭を対象とした食品ロスの取組に対するアンケート調査を実施しました。

②生ごみ処理機等の購入補助

本市では、市民自らがごみの減量活動を支援するため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の実購入に係る費用を助成しています。今後も継続して、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の実購入を支援します。

③ダンボールコンポスト等の普及促進

市民が家庭で気軽に取り組める生ごみの堆肥化方策の一つとして、ダンボールコンポストがあります。本市では、親子教室などを通じて、ダンボールコンポストの普及促進を図っており、今後もこの取組を継続して実施していきます。



ダンボールコンポスト

④食品ロスの削減

SDGs のターゲット 12.3 において、「2030 年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことを目標としています。

食べきれない食材は買わない、食べられる分だけ調理する、会食や宴会時の「3010 運動（開始 30 分、閉会 10 分前に自席で料理を食する運動）」などを心がけることで食べ残し解消の啓発に努めます。



「3010 運動」普及啓発用チラシ
出典：環境省ホームページ

6) 市民・事業者との協働による取組

日常の消費活動においては、商品の過剰包装やレジ袋の使用がごみの発生につながっています。こうしたごみを減らすため、商品の簡易包装や、リサイクル製品・再使用可能なリターナブル容器による商品の販売など、市民（消費者）と事業者（製造者・販売者等）が相互に理解し合いながら、協働による取組を進めていきます。

具体的な取組

①エコショップの拡充とマイバッグ持参の奨励

本市では、「西条エコショップ制度」に基づいて、“もったいない”をキーワードに、環境にやさしい買い物ができる店舗をエコショップとして認定しています。

今後もこの制度を継続していくとともに、「量り売り」や「少量・個別パック」の製品販売を推進するよう、引き続き働きかけを行います。事業者への働きかけを積極的に行い、登録店舗数・業種の拡充に取り組みます。また、登録店舗の情報については、市民に広報・市ホームページを通じて広く周知し、環境に配慮した消費行動を促進していきます。

また、令和2年7月より、買い物時のレジ袋の有料化が導入されましたが、さらなるレジ袋の使用を減らすため、市民に対してマイバッグ持参を今後も奨励していきます。

②「おいしい食べきり運動推進店」の拡充

エコショップ制度に加え、外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設等を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取組をホームページ等で広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図ります。

令和4年2月末現在、登録店舗は30店舗となり、各店舗の取組内容が本市ホームページ上で確認できます。



おいしい食べきり運動推進店の紹介

③市民への情報発信強化

食品ロス等を削減するために、農林水産庁へ食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」の利用申請を行い、親しみやすい情報公開・情報発信に努めます。

国は10月を「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定めています。本市も同様に削減推進月間とし、家庭でできる食品ロス削減の取組、情報を広報やホームページ・SNS等で発信・公開していきます。また、家庭によくある未使用食品や冷蔵庫内の食材を使った「食べきりレシピ」等を紹介するなどにより、食品ロスの削減に努めます。

7) 事業系ごみの減量に向けた取組

ごみの発生・排出抑制を推進していくためには、事業系ごみの減量対策が不可欠です。このため、事業者に対してさらなるごみの減量・資源化を働きかけるとともに、経済的な手法を用いることによって、事業系ごみの減量に向けた取組を促進します。

具体的な取組

①古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ

事業者へのアンケート調査結果では、さらなるごみの減量・資源化が可能な品目として、紙類や紙製包装類を挙げる事業者が最も多かったことから、古紙、ダンボール等の資源化に向けた事業者への啓発を積極的に行っていきます。

減量・資源化可能なごみの品目

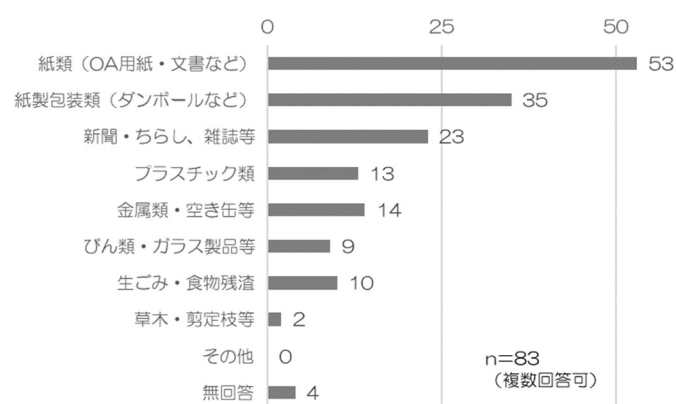


図 4-2 減量・資源化できる事業系ごみ
(資料：事業者アンケート調査)

②適正な事業系ごみ排出の誘導

事業系ごみのうち、事業者が直接ごみ処理施設に搬入するごみ（搬入ごみ）については、各施設で受け入れの際に相応の処理手数料を徴収しています。また、処理手数料は、令和2年7月に見直しを実施したところです。

一方、現状は1回当たりの排出量が平均10kg以下であれば、指定袋を用いたステーション排出が認められています。今後は、事業系ごみの減量及び排出者責任の観点から、事業系ごみは事業系ごみとして適正に処理されるよう適正な負担と排出抑制を求めています。

③事業系ごみの排出抑制への働きかけ

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう啓発に努めます。

Ⅲ リサイクル推進に向けた収集システムの整備

ごみの発生・排出抑制に続く循環型社会づくりの次のステップとして、排出されたごみのリサイクルを推進し、再資源化を図る必要があります。現状、本市のリサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。このため、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目指し、市民・事業者に対してごみの分別協力を呼びかける一方で、それに対応したごみ処理体制としてリサイクル推進に向けた収集システムの整備に取り組みます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「リサイクル推進に向けた収集システムの整備」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●分別方法の啓発・指導

- ・「ごみカレンダー」の作成、市ホームページでの周知
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を市ホームページにて周知
- ・紙ごみ資源化促進のための動画制作（紙ごみのうた）
参照：さいじょうムービーチャンネル（西条市公式YouTube）
<https://www.youtube.com/watch?v=PzI8L2Z00Eo>
- ・まち美化パートナー制度の活用によるごみ出しマナーの普及啓発

●新たな資源化の推進

- ・資源ごみの分別推進及びストックヤードでの保管
- ・民間業者の店頭資源ごみ回収先を市ホームページで掲載

●効率的な資源化の推進

- ・小・中学校や自治会などを通じた紙ごみ等の集団回収の奨励、助成

施策の方向

ごみ質組成調査の結果、家庭系「もえるごみ」には、プラスチック類や紙類が多く含まれています。これらは、資源ごみとして回収することによって再資源化が可能な品目であるため、さらなる分別の余地は大きいといえます。また、前計画の課題としても、分別種類の細分化（プラスチック製品の分別）が残されています。これらのことを踏まえて、現行の収集システムを維持していく一方で、次の3つを基本施策として、さらなる資源化促進など、具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策8：プラスチック製品の再資源化推進
- 基本施策9：資源ごみの分別収集体制の強化
- 基本施策10：分別方法の普及・啓発

8) プラスチック製品の再資源化推進

家庭系「もえるごみ」のごみ質組成調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体重量の約16%がプラスチック類です。その大半は、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの対象となっているプラスチック製容器包装類ですが、本市ではこれらの分別収集は未実施です。このため、リサイクル率の向上を目指した取組として、プラスチック製品の再資源化を調査・検討していきます。

具体的な取組

①プラスチック製品の拠点回収の推進

資源ごみをリサイクルし、地球にやさしい活動を推進するため、現状の資源ごみ収集体制を維持しながら、市内に資源ごみを無料で回収する拠点を設け、再資源化を図る取組です。実施にあたり、回収拠点となる場所の衛生管理やごみ分別の周知徹底が課題となりますが、資源ごみの再資源化率向上には特に有効であることから、実施に向けて早急に取り組みます。

②中間処理施設整備の検討

プラスチック製容器包装等の再資源化に向け、国や他自治体の動向を注視しながら、施設更新に際しては回収スペースの確保や設備導入の検討を行います。

③市内事業者との連携

市内事業者には、資源ごみのリサイクルを進めるために、食品トレイや紙パックなど、店頭回収ボックスを設置し、資源物の回収を行っている店舗があります。市ホームページにて市内事業者等の店頭回収ボックス設置店舗を紹介しています。

9) 資源ごみの分別収集体制の強化

家庭から排出されるごみの中には、「資源ごみ」として分別すれば再資源化できるものが、含まれています。本市におけるごみ質組成調査の結果、古紙（リサイクル可能な紙類）が全体重量の約6.6%、プラスチック製品が約16%ありました。それらをできる限り再資源化のルートに載せ、リサイクル率を向上させるため、分別収集体制の強化に取り組みます。

具体的な取組

①分別収集体品の拡大及び細分化の検討

空き缶類（アルミ・スチール）等を始め、本市でまだ分別収集していない「資源ごみ」について、回収に係る費用を勘案しつつ品目の拡大及び細分化を検討します。

ペットボトルや空きびんは汚れたまま捨てると「ごみ」になりますが、きれいに洗えば「資源ごみ」になります。ごみ質組成調査の結果、「もえるごみ・もえないごみ」双方に資源ごみが入っていることもあることから、「資源ごみ」の表記方法についても検討します。

②古紙等の紙ごみの分別強化

「もえるごみ」に混じって排出されている古紙や雑がみの分別徹底を図るため、市民への啓発活動を引き続き実施します。

③ごみステーションの見直しの検討

地区によっては、既設のごみステーションが不便で利用しにくく、少子高齢化などによる管理問題もあることから、拠点回収の回収場所と合わせて適宜見直しを検討していきます。

④収集頻度の見直し

各地区の特性に配慮して、ごみの収集頻度についても見直しを検討します。

⑤地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進

助成金交付を継続して集団回収を支援し、市民による自主的な資源化活動を促進します。

⑥小型家電製品収集の促進

携帯電話等の小型家電は、処理の過程で火災の原因になるリチウム電池が含まれることから、市民へ回収場所や対象製品の啓発を強化していきます。

⑦資源ごみの拠点回収の導入

資源ごみの拠点回収を導入し、分別を徹底することで、家庭系ごみの対象品目を無料で排出可能となります。ごみの減量化と資源化が同時に可能となるため、早期実現に向けて取り組みます。

10) 分別方法の普及・啓発

資源ごみの分別収集体制の強化を踏まえて、これらの取組と連動する形で、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていきます。

具体的な取組

①ごみカレンダー等の拡充・活用

ごみカレンダーと『西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方』を更新していきます。ごみの分別方法を市民に周知・説明する際の資料の拡充を図り、引き続き活用していきます。

②ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用

ごみ分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をアラームでお知らせしたりする機能がついたスマートフォン対応アプリの配信を開始しています。

近年、外国人転入者が増加していることから、日本語が理解できなくても、正しいごみの分別や排出方法を理解できる環境をつくり、多文化共生を目指します。

また、このアプリでは、日本語だけでなく、英語とベトナム語にも対応し、分別方法の普及や啓発活動に活用していきます。



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード先

③紙ごみ資源化促進のための動画制作

紙ごみの資源化促進のための動画を市内の団体と協力し作成しました。作成した動画はSNS等で配信しています。今後は、ごみの分別方法や資源化、排出ルール等に関する動画を作成し、啓発活動に活用していきます。

④「ごみの分け方講座」の開催

少子高齢化や核家族化が進む現状を踏まえ、各年齢層に合わせたわかりやすい内容でごみ分別に関する講座を開催します。



西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方



Ⅳ ごみの適正処理の推進

循環資源として、繰り返し又は再生して使うことができなかったごみについては、法令等に則って定められた方法で処分する必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄等の行為は、地域の美観や良好な環境を損ねる要因となるため、未然に防止する対策が重要です。加えて、地震や風水害等の災害時には、通常をはるかに上回る大量の災害ごみの発生が予想されるため、あらかじめ事態を想定して対策を検討しておく必要があります。

以上のことを踏まえ、地域の美化に努めるとともに、環境への負荷が最小限となるよう配慮して、ごみの適正処理を推進します。

関連するSDGsの目標



取組の現状

前計画においては、「ごみの適正処理の推進」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●環境配慮型ごみ処理システムへの転換

- ・ごみ焼却灰の無害化
- ・一般廃棄物最終処分場の整備における準好気性埋立構造の採用

●美化対策の充実

- ・「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続的な実施
- ・不法投棄防止パトロールの実施及び立看板の設置
- ・クリーン愛媛運動登録ボランティア団体の活動支援

●災害ごみ対策の充実

- ・「災害ごみ処理マニュアル」（水害編）暫定版の策定
- ・災害廃棄物の仮置き場及び集積場マップ（案）の作成

施策の方向

これからのごみ処理には、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が求められています。また、前計画の課題として、処理残さ（焼却灰）の有効利用が残されています。これらのことに配慮して、内容の拡充を図りながら、引き続き次の3つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策 11：ごみの散乱等の防止
- 基本施策 12：環境に配慮したごみ処理の推進
- 基本施策 13：災害ごみ処理対策の充実

11) ごみの散乱等の防止

ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進める傍ら、市民アンケート調査結果では、ごみの不法投棄の増加を懸念する意見が多く寄せられています。このことを踏まえ、引き続き良好な地域の美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組めます。

具体的な取組

①不法投棄対策等の充実・強化

警察などの関係機関と連携して、不法投棄に対するパトロールの充実・強化を図るとともに、広報やホームページを通じて、ごみの適正な処理について協力を呼びかけ、不法投棄の防止に努めていきます。

また、不法投棄の原因となる業者の不適切な廃棄物処理の防止に向けて、不法投棄がされるような場所には、監視カメラの設置や巡回頻度の見直しを行うなど、継続的に監視し、不法投棄の防止に努めます。併せて、無許可業者による違法なごみ回収など、悪質な業者は厳しく対処します。

②河川、海岸、道路、農地等の美化推進

「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続実施を始め、愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸クリーンアップやクリーン愛媛運動の活動団体等の支援など、県との連携による取組を進めるとともに、まち美化パートナー制度による活動と連携し、河川、海岸、道路、農地等の美化推進及びポイ捨て防止に努めていきます。



河川清掃活動

12) 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみ処理は、「もえるごみ」の焼却、最終処分など、地球環境や地域の生活環境・自然環境等に与える影響が大きい事業です。このことを念頭に、環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

具体的な取組

① 焼却灰の無害化と有効利用の継続

道前クリーンセンターのごみ焼却施設においては、セメントと安定化剤を用いて焼却灰を固形化し、無害化しています。周辺環境に影響を及ぼさないよう、引き続き焼却灰の無害化に努めるとともに、施設更新に際しては焼却灰の有効利用を図る熔融処理などの処理方式について調査研究を行い、ごみ焼却に係る環境負荷の軽減を図ります。

② ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理

市が運営するごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場については、適正な維持管理を通じて、環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

③ 環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討

道前クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、令和3年度から令和6年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、令和16年度まで使用可能となる予定です。その間に、将来の施設更新に向けた準備として、今後はごみ処理に係る技術動向等の調査研究を行い、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出削減を始めとする環境負荷の低減を目指した整備方策を検討していきます。

具体的には、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」等からの資源回収・リサイクル、ごみ焼却余熱が持つ膨大なエネルギーの発電等による有効利用などについて検討します。また、事前に環境アセスメントを実施することにより、地域の環境保全に努めます。

④ 持続可能なごみ処理体制の検討

現在、国全体が人口減少期のため、財政状況の逼迫及び廃棄物処理に係る担い手の不足やごみの総排出量も減少傾向にあり、従来の廃棄物処理体制の継続は非常に困難になると予想されています。

国からの求めにより、愛媛県では市町と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化・集約化計画を策定しています。本市においても、中長期的な視点で安定的・効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の在り方を検討していきます。

13) 災害ごみ処理対策の充実

近年は、全国各地で地震が頻発しており、阪神淡路大震災や東日本大震災を始めとして、大規模な被害に至るケースも多くなっています。また、異常気象による風水害も多く発生しており、私たちの生活を脅かす要因となっています。このような事態に備え、災害時の生活ごみに加えて、建築物の倒壊や破損、濁流等によって発生するがれきや倒木などの非日常的な災害ごみの処理対策の充実を図ります。

具体的な取組

①大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知

大規模な地震や風水害（大規模災害）の発生時には、ごみ量が増加するとともに、道路や施設等の被災により通常のごみ収集処理が困難となります。このため、災害廃棄物処理計画に則り、被災時のごみ処理に関する広報、周知を徹底し、不測の事態に備えます。

②災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実

災害ごみの受入を想定して、ごみ処理施設の充実を図るとともに、愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえて、周辺自治体との連携体制構築に取り組みます。また、被災した時は、地元の廃棄物処理業者とも密接に連携し、発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理できるシステムの構築に努めます。